


あなたの出したゴミ…残されていませんか？

最近、町内のゴミステーションでは、適切な分別がされずに排出されたゴミや資源物が、回収されずに残されているケースが増えています。分別が不適正なゴミは収集業者が**不適正排出**と判断し、回収せず残していきます。朝、ステーションに出したゴミ、ちゃんと回収されたか確認したことはありますか？

ステーションを管理している地域の方が、回収されなかったゴミで大変迷惑しています。

限られた資源を大切にするため、資源物として排出できるものは、**きれいに洗浄し**資源物として排出をお願いします。

●家庭ゴミの分け方・出し方のルールは、次のとおりです。

- ① 燃やすごみ・燃やさないごみは町指定のごみ袋（有料）に入れてステーションへ排出する。
- ② 燃やすごみ・燃やさないごみは収集日の朝8時30分、資源物は収集日の朝9時までにステーションへ排出する。
- ③  の表記があり、汚れていないものは資源物（プラスチック製容器包装類）として排出する。
- ④ 資源物は収集曜日や出し方が書かれた看板が立つステーションへ排出する。
- ⑤ プラスチック製容器包装類は透明・半透明の袋に、ペットボトルはキャップとラベルを外して備え付けの網に入れ排出する。
- ⑥ 自分が排出したゴミが収集されたかを確認する。
- ⑦ 事業所から排出されるゴミは、区会内のステーションへは排出できない。

ゴミの分け方・出し方が不十分で、収集時に分別が不適正と判断され残された袋には、回収できない理由が書かれたシールが貼られます。自分の出したゴミが残された場合は一度持ちかえり、再度正しく分別して次回収集日に排出しましょう。排出ルールや詳しい分別については町発行の冊子、『家庭ごみの「分け方・出し方」』で確認してください。※冊子をお持ちでない方は環境対策課窓口で無料配布しています。また町ホームページからダウンロードできます。

悪質な不適正排出は、不法投棄として法律により厳しく罰せられます（5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金）。いま一度、適切な分別ができているかご確認をお願いします。

問合せ 環境対策課 ☎21-2118

飼い猫・野良猫について

飼い方のマナーを守り、住みよいまちづくりにご協力ください

◎ 猫は室内で飼いましょう

飼い主の見えないところで近隣住民の方々にふん尿などで迷惑をかける場合があります、トラブルになりかねません。事故や病気防止のためにも猫は室内で飼いましょう。

◎ 不妊・去勢手術をしましょう

飼いきれない状況になる恐れがあります。生まれてくる子猫に責任が持てないなら、不妊・去勢手術をしましょう。

◎ 野良猫に餌をあげないようにしましょう

無責任に餌をやり続けると、その地域に居つくことになり、ふん尿などで近隣住民の方々の迷惑となります。絶対にやめましょう。

◎ 野良猫の捕獲について

猫は捕獲・駆除の対象となる動物ではないため、役場で捕獲することはできません。住民の方が忌避剤（木酢液など）で侵入を防止していただくなど、敷地内に近寄せない対策をとってください。

問合せ 環境対策課 ☎21-2118